

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		助産施設及び母子生活支援施設入所の承諾
根拠法令及び条項		児童福祉法第22条第1項、第23条第1項
所管部課係名		こども未来部こども支援課こども家庭相談係
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難である。)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事案ごとの裁量が大きく、調査等に時間を要するため、一律に標準処理期間を設定することが困難である。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)